

後期高齢者医療制度

【質問】 先日、新しい保険証が突然届き、初めて新しい医療保険に入らなければいけないことを知りました。この保険制度について教えてください。

(78歳・女性)



被扶養者も保険料を負担

【回答】 保険証が届きました。運営するのは県内の全市町村が加入する広域連合です。

異なる点です。保険料は都道府県ごとに異なり、二年ごとに改定されます。

「後期高齢者医療制度」は、七十五歳以上の高齢者は、従来加入していた国民健康保険などの医療保険に入らな

は、以前の保険料に比べ高いか低いかは、個人の収入や加入していた保険の種類によってまちまちです。低所得者には軽減処置が取られ、被扶養者だった人には二年間の特別の軽減処置があります。徴収方法は原則、年金

不足増補不足のためです。政府は今後も増え続ける高齢者の医療費が日本の保険制度を破たんさせると考え、高齢者の医療費を削減するために新制度をつくり

出すのが、従来と大きく異なる点です。保険料は都道府県ごとに異なり、二年ごとに改定されます。以前の保険料に比べ高いか低いかは、個人の収入や加入していた保険の種類によってまちまちです。低所得者には軽減処置が取られ、被扶養者だった人には二年間の特別の軽減処置があります。徴収方法は原則、年金

窓口負担は一副（現役並み所得者は三割）で、従来と変わりません。しかし、外来診療に新しい仕組みが導入されました。従来と同じように検査や治療内容は

医療費「出来高」か「定額」

治療以外を簡単に受診できないようになる可能性があります。また、月六千円の管理料に診療料を加えた低額の医療費のため、必要となる検査や治療ができなくなる恐れがあります。これらの理由から、県医師会は定額制に反対しています。

後期高齢者医療制度は、都道府県の独立採算制となっています。本県のように高齢者の増加が著しい地域では将来、保険料が高くなり、医療の質が下がる危険性があります。すなわち居住地により医療格差が生じることになります。高齢者が医療費抑制の犠牲とならないように注意深く見守る必要があります。

(県医師会)